

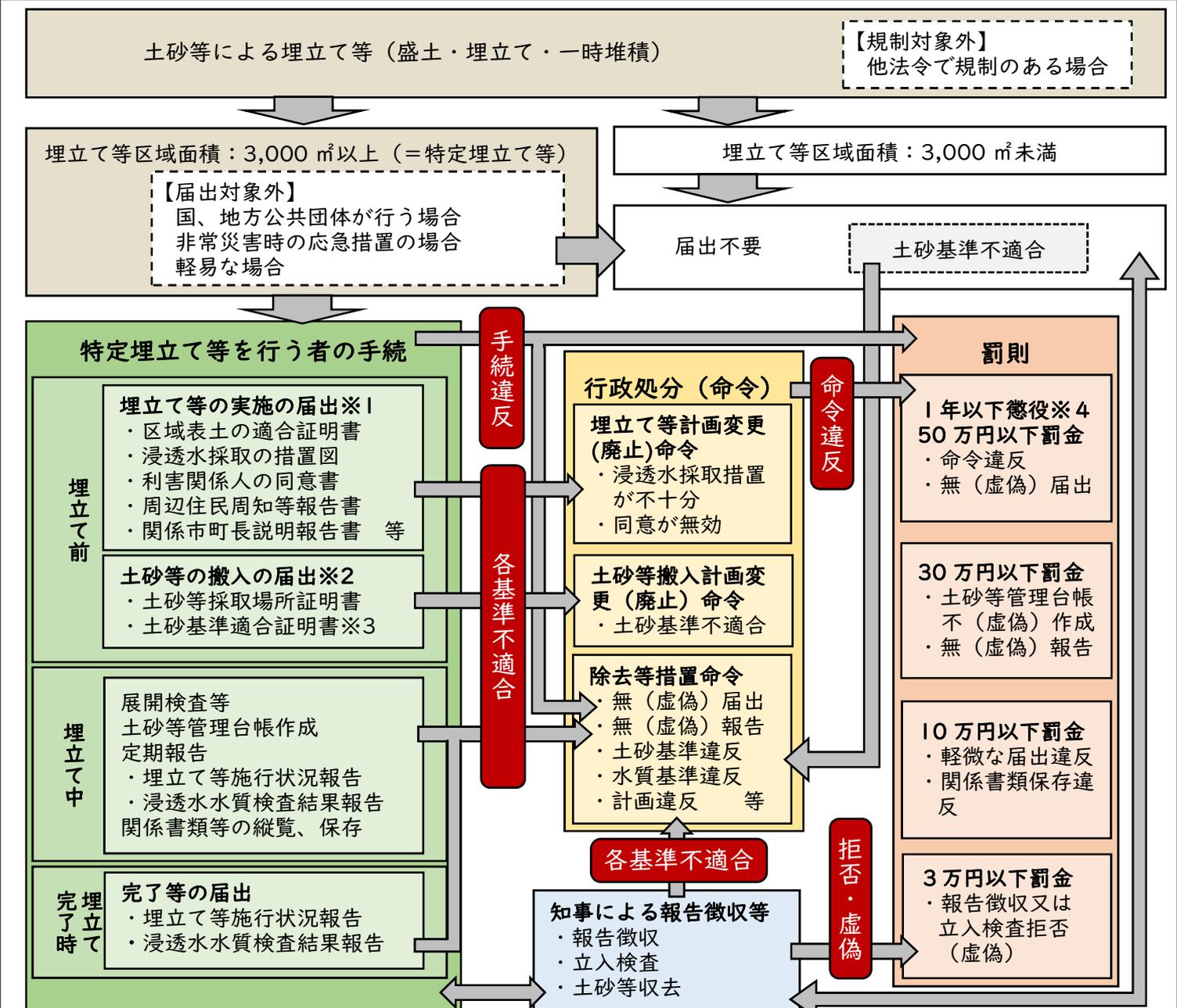
第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策

目的

土砂等による埋立て等に対する規制を行うことにより、土砂等による土壌汚染を防止し、もって生活環境を保全する

内容

- ・土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を設定→次頁参照
- ・土砂基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等の禁止及び当該埋立て等を行う者への土地提供の禁止
- ・特定埋立て等（3,000㎡以上の土砂等による埋立て等）を行う者に対し、埋立て等の実施の届出を義務付け



※1 県外土砂等(県外において採取された土砂等)を使用する場合は、埋立て等を行う60日前までに届出が必要
 県内土砂等(県外土砂等以外の土砂等)を使用する場合は、埋立て等を行う30日前までに届出が必要

※2 県外土砂等を搬入する場合は、搬入する60日前までに届出が必要
 県内土砂等を搬入する場合は、搬入する3日前までに届出が必要

※3 県外土砂等を搬入する場合は、搬入する土砂等の土砂基準適合証明書の添付が必要

※4 令和7年6月1日以降は拘禁刑

土砂基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に準じて下表のとおり設定

○環境基本法（抜粋）

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

項目	条件※1
カドミウム	0.003mg/l以下
全シアン	検出されないこと
有機燐（りん）	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒（ひ）素	0.01mg/l以下※2
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
銅	125mg/kg未満※3
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
クロロエチレン	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下

※1 土砂基準については、検液1ℓ中の数値とする。測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準に定める方法等による。

※2 農用地（田に限る）においては、さらに、土壌1kgにつき15mg未満であること

※3 農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること

その他

- ・土地提供者の責務（提供時の汚染等のないことの確認・不適正な埋立て等の県への通報等）
- ・土地所有者等に対する勧告・公表（汚染防止措置、意見陳述の機会付与）
- ・令和7年10月1日施行予定